

日南市WEB版防災ハザードマップ作成業務委託 仕様書

令和7年7月

日南市 総合政策部 危機管理課

業務委託仕様書

1 業務の名称

日南市WEB版防災ハザードマップ作成業務委託

2 目的

この仕様書は、日南市（以下「発注者」という。）が災害時における住民等の円滑かつ迅速な避難を図るため作成している防災ハザードマップについて、パソコンやスマートフォン等から簡単にアクセスできるようインターネット配信用のシステム（WEB版防災ハザードマップ）を作成することで、平時にいつでも防災情報を閲覧でき、防災意識の向上に繋がることを目的としたWEB版防災ハザードマップの構築を行うための仕様について定める。

3 納入

- (1) 納入場所：日南市 総合政策部 危機管理課
- (2) 納入期限：令和8年3月31日

4 作成仕様

日南市WEB版防災ハザードマッププログラム一式
納品媒体：DVD

5 収録情報

背景地図については、直近3年以内に全戸調査等を基に更新された地図で建物や道路の形状といった情報を表現し、かつ、今後も3年程度に1度といった定期的に更新される予定があり、逐次、地図を更新する体制を有していること。

また、背景地図に隣接自治体が含まれる場合は空白とせず、同等の内容及び条件で、接続された状態で掲載すること。

作成するWEB版防災ハザードマップは、次のとおりとする。

（日南市WEB版防災ハザードマップ）

- (1) 水害情報（浸水想定区域L1、L2・浸水継続時間・家屋倒壊等氾濫想定区域）
- (2) 土砂災害情報（特別警戒区域・警戒区域）
- (3) 津波情報（浸水想定区域・津波浸水30分以内30cm以上想定区域）
- (4) 高潮情報（浸水想定区域・浸水継続時間）
- (5) ため池情報
- (6) 避難所情報等（(1)から(5)のそれぞれに情報を掲載）
- (7) その他情報については発注者との協議を行い、合意を得て作成すること。

6 作業内容

(1) 基本要件

パソコンやスマートフォン、タブレット等の携帯端末等（以下「携帯端末等」という。）が有する基本的な機能のみで動作が可能であるものとし、利用に際し、事前に特別なアプリケーションやプラグイン等のインストールを必要としないこと。

また、パソコンや携帯端末等に関係なく、画面サイズに応じて表示を変えることができること。

利用者にとって、操作が簡便で利用しやすいこと。

地図表示は、利用者の縮尺操作に応じ、表示レイヤも縮尺に合わせて表示すること。

原則、24 時間 365 日利用可能とすること。ただし、保守等の予定された停止については、この限りではない。

なお、保守等は利用者への影響を考慮し、停止を最小の範囲とし、停止を伴う保守等については、発注者に事前連絡すること。

また、バックアップを有し、データが消失しない体制とし、最新データで復旧できること。

(2) 動作環境

パソコンや携帯端末等のいずれにも対応するものとし、次のWEBブラウザを推奨対応とし、主要なWEBブラウザで利用が可能であること。

また、WEBブラウザの更新等については、更新費用なしに契約の範囲内で速やかに対応すること。

① Microsoft Edge 最新バージョン

② Google Chrome 最新バージョン

③ Firefox 最新バージョン

④ Safari 最新バージョン

(3) マップ反映のためのファイル形式変換

発注者が貸与するマップ情報について、適宜データ変更等により住民向けに配信するための地図サイトに展開・反映させる。

また、位置情報が無いものは、紙データから地図上にプロットするものとする。なお、作成した Shape ファイルの著作権については、発注者に帰属する。

(4) マップ情報の凡例種別ごとのレイヤ設定と情報の反映

発注者が貸与した情報は、種別ごとに凡例を作成すること。

地図サイトでは、凡例種別ごとのレイヤが重畳された形で表示することとし、閲覧者の選択によりレイヤの表示・非表示の切り替えを可能とすること。ただし、運用上の理由（サイト閲覧のレスポンスを向上させる目的等）により、初期表示時におけるレイヤ設定の変更やレイヤを種類別毎に1つにまとめて分類することの検討を行うことも可能とする。なお、凡例に使用する表現色については、発注者と協議し、決定するものとし、津波浸水想定区域や土砂災害情報等を切り替え等で表示できるものとする。疑義のある場合は、発注者との協議を行い、合意を得て作成すること。

(5) 情報の表示

パソコンや携帯端末等から近隣避難所等の位置をアイコン表示し、地図上に展開された周辺施設の詳細情報を確認できるものとし、避難所等の情報については、詳細情報として施設名称、住所等を表示できるものとする。

また、航空写真又は衛星画像を表示できるものとする。なお、航空写真又は衛星画像については、受注者が調達すること。

(6) ルート案内

携帯端末等については、現在地の捕捉を可能とし、周辺の避難所等までのルート案内する機能を有すること。

(7) 住所検索

住所の文字入力により、地図が自動で遷移する住所検索機能を有すること。

(8) 多言語対応

日本語版の構築に加え、外国人観光客等が情報を取得することができるように複数の外国言語版の構築とテキストの翻訳作業を含むものとする。

複数の外国言語とは、英語、中国語（繁体、簡体）、韓国語とし、発注者との協議を行い、合意を得て作成すること。

(9) 印刷機能

地図とハザード情報や有益な情報（啓発記事など）を重ね合わせて、パソコンから印刷できる機能を備えることとし、印刷プレビュー時に印刷画面の地図面を動かすことができること。

(10) 将来的な拡充への対応

想定される将来的な拡充（新たな災害想定、多言語対応等）に対応できる機能を持つ構成として構築することとする。

(11) その他

ハザード情報を含めたWEB上の地図の表示については、災害発生時のアクセス制限が無い地図APSサービスのものとし、閲覧者が多くなった場合にも追加費用が発生しないものであること。

アクセス制限のある無償の地図は使用不可とする。

上記仕様以外に利用者の目的にあった使いやすさや啓発に繋がる機能があれば提案すること。

7 提供情報

発注者は、受注者が作成する上で必要な発注者が保有する情報については、貸与することとする。

その際、各種ハザードに関しては、Shape形式、避難所・避難場所等に関しては、Excel形式での貸与とする。防災ハザードマップ等で使用する背景地図は、受注者で用意すること。

発注者が受注者に対し貸与した物品については、本業務終了後、速やかに返却すること。

8 成果品

日南市WEB版防災ハザードマッププログラム（DVD）一式

9 その他

(1) 準拠する関係法令等

本業務の履行にあたっては、本仕様書に基くほか、次の関係法令等に準拠して作業を行うものとする。

- ① 災害対策基本法
 - ② 水防法
 - ③ 河川法
 - ④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
 - ⑤ 測量法
 - ⑥ 防災基本計画（中央防災会議）
 - ⑦ 宮崎県地域防災計画（宮崎県防災会議）
 - ⑧ 日南市地域防災計画（日南市防災会議）
 - ⑨ その他、関係法令、通達等（国及び宮崎県が定める計画、指針、手引き、マニュアル、ガイドライン等を含む。）
- (2) 資格及び要件等
- 受注者は、本業務の受注に際し、品質確保及び実施責任明確化のため、次の条件を全て満たすものとする。
- ① 受注者は、地図及びハザードデータの精密な調整が可能な測量業者とし、国土交通省に登録していること。
 - ② 受注者は、本契約の履行に当たって、知り得た情報について、外部に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。これを担保するため、受注者は ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）承認取得者とする。
 - ③ 受注者は、住民目線で見やすさ・分かりやすさを担保するため、作業者に日本防災士機構が定める防災士を 1 名以上参加させること。
 - ④ 受注者は、確かな経験を有することが必須であり、過去 5 年以内に 5 件以上の W E B 版防災ハザードマップ作成実績を有するものとする。
- ※ここでいうハザードマップとは、該当する災害想定である土砂災害・浸水災害等を網羅したものをいう。
- (3) その他
- ① 業務遂行に当たっては、受注者が責任者を定めるとともに、貸与するデータ資料及び成果物等の管理に万全を期すこと。
 - ② 受注者は、受注後の打ち合わせ内容を反映した作業工程表を作成し、提出すること。
 - ③ システムの操作に関するマニュアルを作成することとし、発注者が操作できるように操作研修を実施すること。
 - ④ 成果物に対する著作権及びその他の権利は、受注者あるいは第三者により既に著作権及びその他権利を保有している場合を除き、発注者が留保するものとする。
 - ⑤ 納品後、成果品に瑕疵が発見された場合、検収後であっても、受注者は発注者の指示に従い、必要な処置を受注者の負担において行うものとする。なお、期限については協議の上、決定する。ただし、利用する地図の経年変化による現状との不一致はこの限りではないものとする。
 - ⑥ 本仕様書に定めのない事項、又は不明な点が生じたときは、その都度、発注者と受注者で協議するものとする。

以上